

自然公園の魅力アップ事業（保全地域等の整備）募集要項（第2次分）

島根県環境生活部自然環境課
令和3年5月11日

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光需要を回復・拡大させるため、県内自然公園等の魅力を向上させ、利用者が安全・安心・快適に利用できるように、民間団体の創意工夫を活かした施設の整備等を緊急対策として、県から民間団体への委託により実施します。

2 応募対象者（事業実施団体）

事業を提案し受託することができる団体（以下、「団体」という。）は、民間の自然保護ボランティア団体及び地域団体等とし、別表1に定めるとおりとします。

3 募集する事業提案（委託対象事業）

団体が保全活動や施設管理を行っている自然公園等において、以下の要件を全て満たす事業内容であること。

- (1) 自然保護活動や自然観察会、地域の自然環境をテーマとしたふるさと教育などに取り組む団体が創意工夫を図って実施する簡易な環境整備等であること。
- (2) 事業を実施することにより、県民参加や交流人口の増加・誘客などの効果が見込まれるものであること。
- (3) 当事業の1次募集で採択された事業地ではないこと。

【実施例】

- ・遊歩道の設置・修繕
- ・支障木の伐採
- ・解説看板、ベンチ、東屋等の設置・修繕
- ・自然保護活動や外来種駆除

【実施箇所例】

- ・国立・国定公園、中国自然歩道、県立自然公園
- ・島根県自然環境保全地域
- ・みんなで守る郷土の自然選定地域
- ・みんなでつくる身近な自然観察路選定地域
- ・みんなで親しむふるさとの杜選定地域

4 委託対象経費、委託金額

(1) 委託対象となる経費

事業実施に要する経費であって、別表2に定めるとおりとします。

(2) 委託金額

事業地1件当たり、原則として下限額10万円から上限額200万円とします。(ただし、知事が特に認める場合は、この限りではありません。)

5 事業実施期間

委託契約日以降から令和4年2月28日までとします。

6 募集期間

募集開始の日から令和3年6月30日までとします。

(提出書類の揃った提案から受付し、順次採択の可否について審査を行い、採択金額が予算額に達した時点で募集を締め切ります。)

7 事業提案の応募

(1) 応募方法

以下の書類を「しまね電子申請サービス」により申請、もしくは、島根県環境生活部自然環境課まで郵送または持参により提出ください。(持参の場合は、閉庁日(土・日・祝・年末年始)と開庁日の時間外(8:30~17:15以外)は受付が出来ません。)

(2) 提出書類

(ア) 事業提案書

(イ) 団体の運営に関する規則(定款、規約、会則、会員名簿等)

(ウ) 概算事業費積算書

(エ) 事業実施場所がわかる概況図(方位・縮尺を記載、縮尺:概ね5千分の1以上)

(オ) 事業実施場所及びその付近の天然色写真

(カ) 事業の施工内容がわかる平面図(方位・縮尺を記載、縮尺:概ね1千分の1以上)、構造図等

(キ) 各種許認可申請に必要な資料

※ 「しまね電子申請サービス」による申請の場合は、(ア) 事業提案書は不要です。(イ)~(キ)の資料は、PDFなど電子ファイル化し、申請画面からファイル添付により提出してください。

8 採択方法

(1) 事業提案書の内容を審査のうえ、予算の範囲内において採択を行います。

【審査のポイント】

- ・各種許認可手続きも含めて、事業実施期間に事業完了が見込まれるか。
- ・活用計画の誘客効果(誘客や交流人口の増が見込まれるか。活動の継続性があるか。周辺施設等との相乗効果が見込まれるか。など)
- ・整備内容の費用対効果(適切かつ効果的な内容か。規模や機能が過大または不足でないか。など)

- (2) 審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を求めることや聞き取りを行うことがあります。
- (3) 採択にあたっては、実施方法や事業経費などについて条件を付すことがあります。

9 採択条件

- (1) 団体は、事業完了後、事業提案書の「事業後の活用」を確実に実施すること。（ただし、やむを得ない理由がある場合を除く。）
- (2) 事業実施箇所の土地所有者の使用承諾が確実に得られる見込みであること。
- (3) 事業実施箇所において、法令等に基づく許認可・届出などが必要な場合は、原則として県が行うものとするが、各種許認可申請書作成に必要な資料（各種図面等）は各申請団体が準備、作成することとする。
- (4) 県のホームページ等において、団体名・団体所在地、整備内容、活用事例について、紹介することを承諾し、必要な協力をすること。
- (5) 団体は、事業で整備した施設、備品等の台帳を整備し、事業完了後においても、適切に管理し、事業の目的に従ってその効率的運用を図ること。また、譲渡や処分を行う際は、事前に県の承諾を得ること。
- (6) 団体は、事業経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分し、その収支状況を明らかにしておくとともに、事業完了後5年間保存しておくこと。
- (7) 事業に対して、他の補助金、助成金を受けないこと。

10 その他

- (1) 委託する内容及び委託金額は、採択後、積算等に関する資料などにより県と協議したうえで決定します。
- (2) 事業採択後、県が示す期限内に積算資料等の提出がなされなかった場合、許認可等の手続きにより期間内での事業の実施が困難であると判断される場合は、委託契約を行わない場合もあります。
- (3) 契約の締結にあたり契約保証金として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めていただく場合があります。
- (4) 委託金の支払いは、事業完了後に行いますが、必要と認められる場合は、委託金額の80%に相当する額の範囲内で前金払を行うことができます。
- (5) 同一地域で活動する複数団体が共同で提案することもできます。その場合は、団体間で役割分担し、それぞれの団体が県と委託契約することもできます。
- (6) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対策を十分行ってください。

○市町村による団体に対する応募等への支援

自然環境課から市町村に対して、事務支援を行うよう依頼しています。

申請書類の作成や許認可事務の指導等を受けたい場合は、事業を実施する区域の市町村担当課（別表3）にご相談ください。

○応募先及び問い合わせ先

島根県環境生活部自然環境課（自然保護グループ）

〒690-8501 松江市殿町128番地（島根県庁東庁舎3階）

電話：0852-22-6516、6377 FAX：0852-26-2142

電子メール：shizen-miryoku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.shimane.lg.jp/shizenkankyo/>

しまね電子申請サービス： ※ 自然公園の魅力アップ事業のホームページからしまね電子申請サービスに移動できます。

別表 1

| 応募対象者（事業実施団体） |
|--|
| <p>次の1～6の全てを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を定めていること。 2 この事業に関係する会計及び経理を適切に行い、報告できること。 3 自然保護活動や自然観察会、ふるさと教育など自然環境をテーマとした活動を行う団体であること。 4 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。 ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。 ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 5 役員及び構成員に暴力団関係者が含まれていないこと。 6 県税及びその他の租税を滞納していないこと。 |

別表 2

| 委託対象経費 |
|---|
| <p>次の1～6の経費とする。ただし、事業実施に直接係るものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賃金・人件費 2 資材購入費 3 使用料及び賃借料 4 委託料 5 消耗品費（事務用品等） 6 その他知事が必要と認める経費 |
| <p>なお、以下の経費は対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の固定費、役員報酬、職員の通常の人件費、営利のみを目的とした取組に係る経費 2 刈払機、チェーンソー、小型運搬車など汎用性の高いものの購入経費 3 草刈り、清掃などの通常の維持管理に係る経費 4 委託期間の間に実施されない取組に係る経費 |

別表 3

市町村担当課等一覧

| 市町村名 | 担当課等 | 電話番号 | 電子メール |
|-------|-------------|--------------|--|
| 松江市 | 観光施設課 | 0852-55-5699 | shisetsu@city.matsue.lg.jp |
| 浜田市 | 環境課 | 0855-25-9420 | kankyou@city.hamada.lg.jp |
| 出雲市 | 観光課 | 0853-21-6995 | kankou@city.izumo.lg.jp |
| 益田市 | 観光交流課 | 0856-31-0106 | kouryu@city.masuda.lg.jp |
| 大田市 | 環境政策課 | 0854-83-8069 | o-kankyou@city.ohda.lg.jp |
| 安来市 | 観光振興課 | 0854-23-3109 | kankou@city.yasugi.shimane.jp |
| 江津市 | 商工観光課 | 0855-52-7494 | shokokanko@city.gotsu.lg.jp |
| 雲南市 | 観光振興課 | 0854-40-1054 | kankoushinkou@city.unnan.shimane.jp |
| 奥出雲町 | 商工観光課 | 0854-54-2504 | oku-kanko@town.okuizumo.shimane.jp |
| 飯南町 | 教育委員会 | 0854-76-3944 | i-kyoiku@iinan.jp |
| 川本町 | 町民生活課 | 0855-72-0632 | choumin@town.shimane-kawamoto.lg.jp |
| 美郷町 | 山くじらブランド推進課 | 0855-75-1636 | yamakujira_sec@town.shimane-misato.lg.jp |
| 邑南町 | 商工観光課 | 0855-95-2565 | shoko@town-ohnan.jp |
| 津和野町 | 商工観光課 | 0856-72-0652 | kankou@town.tsuwano.lg.jp |
| 吉賀町 | 企画課 | 0856-77-1437 | kikaku@town.yoshika.lg.jp |
| 海士町 | 交流促進課 | 08514-2-0017 | kouryu@ama.town |
| 西ノ島町 | 観光定住課 | 08514-7-8777 | kanko-teiju@town.nishinoshima.shimane.jp |
| 知夫村 | 地域振興課 | 08514-8-2211 | chiiki@vill.chibu.lg.jp |
| 隠岐の島町 | 環境課 | 08512-2-8565 | kankyou@town.okinoshima.shimane.jp |